第3章



食育推進の基本的な考え方

第1節 責務及び役割

1. 県の責務

県は、食育の推進に関し、国、市町、関係団体との連携を図りつつ、本県の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施する責務があります。

2. 教育関係者等の役割

教育並びに保育、介護その他の福祉、医療、保健の関係者、関係機関及び関係 団体には、食に関する関心及び理解を促進するうえで重要な役割があることから、 あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めると ともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努める役割があり ます。

3. 農林漁業者等の役割

農林漁業者及びその関係団体には、農林漁業に関する体験活動等が食に関する 県民の関心及び理解を促進するうえで重要な役割を果たすことから、農林漁業に 関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々との活 動の重要性について、県民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と 相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努める役割があります。

4. 食品関連事業者等の役割

食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する 団体には、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めると ともに、県や市町が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努める役割 があります。

5. 県民の役割

県民には、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、 生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与する よう努力する役割があります。

第2節 基本的な方針

この計画では、「健康で文化的な県民の生活・豊かで活力のある社会の実現」 に寄与するため、人間が生きるうえでの基本である食の充実を図り、「食に興味 を持ち、実践できる人を増やす」ことを目指します。

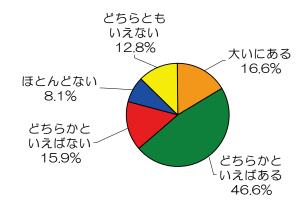
その達成のために、「健やかな身体の発達と健康づくり」、「健やかな心と豊かな人間形成」、「望ましい食習慣と正しい知識・判断力の習得」、「伝統的な食文化の継承」の4つの方向性に沿い、それぞれの施策を展開していきます。

また、多様な関係者による連携体制を構築して食育推進の基盤づくりを進め、食育活動を県民運動として展開します。

長崎県民の"食"への関心度

●「食に関すること」についての興味や関心

(資料:平成27年長崎県の取組に関する県民意識アンケート調査)



食育推進の基本的な考え方(イメージ図)

